

IFRSをめぐる動向 第 28 回 金融商品〈償却原価及び減損〉(IASB 公開草案に関する検討の状況)

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会 (IASB) の月次会議等での討議内容に基づき、最新の IFRS をめぐる動向を伝えることを目的としています。今回は、IASB 及び FASB (米国財務会計基準審議会) における償却原価と減損に関する公開草案の公表後の検討の状況について解説します。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

2. 公開草案「金融商品：償却原価及び減損」に関する検討の経緯

IASB の公開草案「金融商品：償却原価及び減損 (Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment)」は償却原価測定のための目的を定めるため 2009 年 11 月に公表され、2010 年 6 月 30 日までコメントが募集されました。IASB は当公開草案の中で、償却原価測定の目的を「利息収益又は利息費用を金融商品の予想期間にわたり配分することにより、金融資産又は金融負債の実効利回りに関する情報を提供すること」と提案しています。さらに、IASB は、提案された目的の中での「実効利回り」について、「手数料、授受されるポイント、取引費用、及びその他のプレミアム又はディスカウントだけでなく金融資産の予想信用損失の当初見積りを金融商品の予想期間にわたり配分したものを反映している。」と定義することを提案しました。これにより、IASB は償却原価で測定される金融資産の減損の測定について、現行の IAS 第 39 号で採用されている、客観的証拠がある場合にのみ減損損失を認識しなければならない「発生損失モデル (incurred loss model)」から、あらかじめ将来予想される損失を認識する「予想損失モデル (expected loss model)」に基づくことを明らかにしました。

IASB は公開草案の中で、予想損失モデルの実務への適用として貸出実行時に実効金利を算定するにあたり、金融資産の満期までの予想損失の当初見積りを実効金利の特定に織り込み、企業が認識する毎期の利息収入は当該実効金利により計上する「予想損失アプローチ (expected loss approach)」の導入と、財務諸表の利用者が利息収益及び利息費用の財務上の影響と信用リスクを含む金融資産の質を評価できるようにする情報に関する開示の拡充を提案しました。しかし、予想損失アプローチに関しては、コメント提出者からポートフォリオ内で金融資産の入れ替えが常に発生するオープン・ポートフォリオへの適用についての実行可能性への厳しい批判がなされるとともに、米国会計基準の規定とのコンバージェンスを行うことが求められました。IASB と FASB はこのようなコメントに対応し、2011 年 1 月に公開草案への補足文書 (supplement to ED) である「金融商品：減損 (Financial Instruments: Impairment)」を公表し、4 月 1 日までコメントを募集しました (ここまでの経緯に関して、詳しくは本連載第 4 回 ([No. 2962](#)) 及び第 22 回 ([No. 3003](#)) をご参照ください。)。

3. 公開草案に対する検討の状況

IASB は2月理事会より、公開草案で提案されていたものの補足文書で取り上げられなかった事項に関する検討を再開し、以下の仮決定が行われました。ただし、これらは全て IASB のウェブサイト等で公表された情報に基づくものですが、今後の IASB 及び FASB の審議によっては最終基準において変更される可能性があることにご留意ください。

(1) 公開草案で提案された開示に関する検討事項

① 直接減額(write-off)の方針の開示

IASB は公開草案において直接減額(write-off)について、「償却原価で測定される金融資産が回収不能となったことから生じる当該資産の帳簿価額の直接の減額。企業が回収を合理的に期待できず、執行活動(enforcement activities)をそれ以上行わない場合に、金融資産は回収不能とみなされる。」と定義しています。IASB は公開草案の中で企業の直接減額の方針を開示しなければならないと提案していました。IASB はこれについて、審議の中で具体的に何を記載すべきかを明確化し、直接減額の方針の開示には、直接減額された資産が依然として執行活動の下にあるかどうか、及び直接減額されたものの企業が回収活動を続行している資産の額面金額に関連する記述を含めなければならないことを仮決定しました。

② 資産の信用の質に関する開示

公開草案では企業は金融資産の種類ごとに以下を開示しなければならないとされていましたが、不履行(non-performing)の定義について関係者からのコメントが多く、補足文書の中で再検討することが示されていました。

(a) 当期中の不履行金融資産の変動の調整表

(b) 不履行金融資産の変動と、引当金勘定の変動との相互関係が重要である場合には、その相互関係の定性的分析

これについて、IASB は検討の結果当期中に 90 日を超えて期限が経過しているものの、バッド・ブックに含まれていない不履行金融資産の変動の調整表の開示を求めることとしました(バッド・ブック及び対応するグッド・ブックの定義に関しては、本連載第 22 回(No.3003)をご覧ください。)。これにより、開示される不履行金融資産の内容が明確化されたため、IASB は当初の公開草案から不履行の定義を削除することも仮決定しました。

③ ストレス・テスト及び組成及び満期に関する(ビンテージ<vintage>)情報に関する開示の取り下げ

公開草案では、ストレス・テストに関して企業が内部のリスク管理目的で実施している場合に開示することを求めることが提案されていましたが、主に財務諸表作成者から開示への懸念が寄

せられていました。IASB はこれを受け入れ、最終基準ではストレス・テストに関する開示を要求しないことを仮決定しました。

同様に組成及び満期に関する情報に関しても、主に作成者からの「オープン・ポートフォリオで管理している資産プールでは個別の債権に関する組成及び満期に関する情報を基礎にした管理は行っていない。」という懸念の指摘に対応し、最終基準では当該情報の開示は求めないことを仮決定しました。

(2)購入した債権の会計処理に関する検討

3月のIASB及びFASBの合同会議では、以下の仮決定がなされました。

① 予想損失算定の目的

IASB及びFASBは、予想損失は期待値の考え方をを用いて見積もらなければならないことを仮決定しました。加えて、最終基準で期待値の算定に当たっては「起こりうる結果」(または「起こりうる結果」の代表的なサンプル)を特定すること、それぞれの結果の発生可能性を見積もること、そして、起こりうる結果の発生可能性を加重平均して算定することを明確化することも仮決定しました。なお、最終基準では、簡便的な方法として他の適切な方法を使用することが認められる予定です。適切な方法の例として、PD(デフォルト率)、LGD(デフォルト時損失率)及びEAD(デフォルト時エクスポージャー)を使用する方法があります。

② 減損及び利息の会計処理

グッド・ブックに分類される購入債権について、減損会計及び利息収入の認識については企業自身が実行した貸付金と同様の会計処理を行うことを仮決定しました。すなわち、グッド・ブックに分類される購入債権について、利息は契約キャッシュ・フローに基づいて認識されることとなります。これは、利息の認識において予想損失を織り込まないデカップリングの考え方と整合するものです。

これに対し、バッド・ブックに分類される購入債権に関しては、企業は取得日に見積られる予想回収可能キャッシュ・フローに基づいて利息収入の認識を行うべきことを仮決定しました。これにより、利息収入の認識は契約利率に基づいた場合よりも少なく計上されることとなり、さらにその結果として、債権の取得日に減損費用が別途認識されることはなくなります。

しかし、減損及び利息の認識に関しては上記のほかにも、購入債権をどのような基準に基づいてグッド・ブック及びバッド・ブックに区分するか、あるいは利息認識を行わない(non-accrual)貸出に関するガイダンスの必要性があるかどうか、仮に必要性があるならばどのようにそれを適用するかどうかなどまだ議論がなされていない論点があります。IASB及びFASBはこれに関し、4月1日に期限が締め切られた補足文書へのコメントを検討する中でさらに検討を進め、変更される可能性があることも確認しています。但し、4月のIASB及びFASBの合同会議で減損会

計モデルに関して利息認識を行わないことに関する原則を含める必要が無いとの仮決定が行われました。

(3) 4月合同会議での検討

① 利息収益の認識と償却原価の定義

IFRS と米国基準の間には実効金利の定義に関して、貸倒引当金を通じた信用減損の認識を含めるかどうかに関する差異が存在します。すなわち、IFRS では実効金利の算定において、貸倒引当金を通じた信用減損を考慮しますが、米国基準では行いません。これについて両審議会は討議の結果、利息収益の決定に関して実効金利が用いられることは変わらないものの、貸倒引当金勘定を通じた信用減損による減額は実効金利の算定に含めないことが仮決定されました。

② 損失見積額の割引及び割引額の戻し入れ

予想損失額の見積りの測定に関して、2つの考え方、すなわち、元本のみに関する予想損失を見積り、それを割引かずに算定する考え方と、キャッシュ・フロー全体、つまり元本と利息相当額に関する予想損失を割引いて算定する考え方が存在します。IASB 及び FASB はこれに関して予想損失の算定には割引の効果を反映すべきことを仮決定しました。また、最終化されたガイダンスでは当該金額の算定に関しては様々な方法を採用し得ること及び会計単位を必ずしも個別の貸出金とする必要は無いことが明確化される予定です。

また、予想損失額を見積るに際し、キャッシュ・フローを割引くことに起因して、時間の経過に伴って割引かれた予想損失額を戻し入れて増加させていく必要があります。両審議会は当該戻入額の表示方法に関しても議論しました。この結果、両審議会は戻入額を利息として認識するのではなく、減損損失額に含めて表示することを仮決定しました。また、後の会議で貸倒引当金勘定における戻入の影響額の開示を求めるかどうかに関してその実行可能性も含めて検討することも同時に仮決定しました。

4. 今後の予定

2011年3月に公表されたワーク・プランのアップデートにより、当初2011年6月末とされていたIASBの行う減損会計の見直しを含む金融商品会計の置き換えプロジェクトの完了は2011年下半期中に延期されました。減損会計の見直しに関しては、公開草案で取り上げられたものの、まだ検討されていない論点も相応に存在し、結論が流動的な部分もあります。これからも検討状況をフォローしていく必要があるものと考えられます。